

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

概要

【居宅介護支援★】

- (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

単位数

<現行>

| | |
|------------------------|---------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300単位/月 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300単位/月 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300単位/月 |

<改定後>

⇒ 廃止

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

6. ④ 地域区分

概要

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

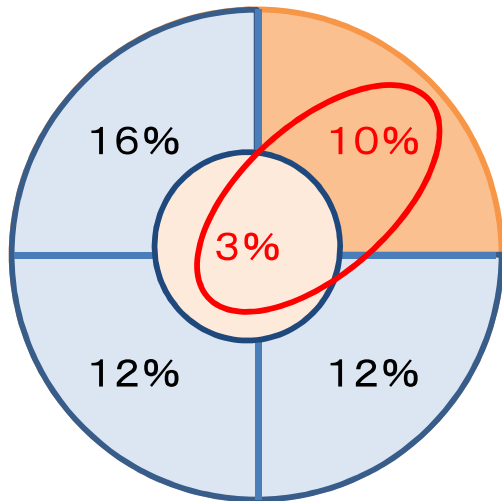
② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断

※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

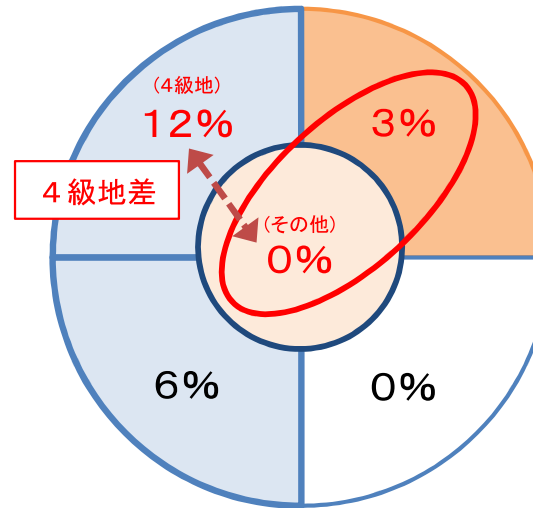
【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 3%を選択可

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

居宅介護支援費（Ⅰ）

・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援（i）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

| | < 現行 > | | < 改定後 > |
|--------------|-----------|---|-----------|
| (一)要介護1又2 | 1,057単位/月 | ➡ | 1,076単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 1,373単位/月 | ➡ | 1,398単位/月 |

○居宅介護支援（ii）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分

| | | | |
|--------------|---------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 529単位/月 | ➡ | 539単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 686単位/月 | ➡ | 698単位/月 |

○居宅介護支援（iii）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分

| | | | |
|--------------|---------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 317単位/月 | ➡ | 323単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 411単位/月 | ➡ | 418単位/月 |

居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】

・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援（i）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分

| | < 現行 > | | < 改定後 > |
|--------------|--------|---|-----------|
| (一)要介護1又2 | 新規 | ➡ | 1,076単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 新規 | ➡ | 1,398単位/月 |

○居宅介護支援（ii）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分

| | | | |
|--------------|----|---|---------|
| (一)要介護1又2 | 新規 | ➡ | 522単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 新規 | ➡ | 677単位/月 |

○居宅介護支援（iii）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分

| | | | |
|--------------|----|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 新規 | ➡ | 313単位/月 |
| (二)要介護3、4又は5 | 新規 | ➡ | 406単位/月 |

介護予防支援費

< 現行 >
431単位/月



< 改定後 >
438単位/月